

水道料金表

※料金の上段は消費税抜き、下段は消費税込み

区分 用途	基本料金		超過料金	
	基本水量	料 金	超過水量	料 金
家事用	1ヶ月 8 m ³ まで	2,000円 (2,200円)	1 m ³ 増毎に	209円 (230円)
営業用	10 m ³ まで	2,728円 (3,000円)	〃	254円 (280円)
団体及び会社用	20 m ³ まで	4,364円 (4,800円)	〃	190円 (210円)
鮮魚加工用	50 m ³ まで	10,909円 (12,000円)	〃	127円 (140円)
機械冷却用	100 m ³ まで	10,909円 (12,000円)	〃	118円 (130円)
製氷用	50 m ³ まで	10,909円 (12,000円)	〃	181円 (200円)
浴場用	100 m ³ まで	10,909円 (12,000円)	〃	127円 (140円)
臨時用	10 m ³ まで	2,728円 (3,000円)	〃	273円 (300円)
船舶用	1 m ³ まで	273円 (300円)		

水道メーター使用料

令和6年までに設置された水道メーター

口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ
	364円 (400円)	428円 (470円)	446円 (490円)	555円 (610円)	637円 (700円)	2,400円 (2,640円)	3,000円 (3,300円)

令和7年以降に設置された水道メーター

メーター BOX有り	450円 (495円)	510円 (561円)	590円 (649円)	780円 (858円)	890円 (979円)	1,750円 (1,925円)	2,180円 (2,398円)
メーター BOX無し	590円 (649円)	680円 (748円)	720円 (792円)	890円 (979円)	1,110円 (1,221円)	1,910円 (2,101円)	

下水道使用料

区分 用途	基本使用料		超過使用料	
	基本水量	料 金	超過水量	料 金
家事用	1ヶ月 8 m ³ まで	1,264円 (1,390円)	1 m ³ 増毎に	181円 (200円)
営業・団体用	20 m ³ まで	3,164円 (3,480円)	〃	181円 (200円)
公衆浴場用	100 m ³ まで	2,728円 (3,000円)	〃	27円 (30円)
家事用	ディスポーザー使用料	1台につき	1月	273円 (300円)

上下水道課からのお知らせ

【検針日について】

◎使用量検針期間 毎月24日～28日（5日間）

◎検針日は天候等により変更となる場合があります。

◎転居又は使用者の変更、水道の使用開始・使用停止となる場合は、お早めに増毛町役場上下水道課へご連絡下さい。（電話）0164-53-1152

※（注意）上記検針日が料金確定日のため、検針日以降も水道を使用した場合は料金が発生しますのでご注意ください。

【上下水道料の支払いについて】

◎料金のお支払いには便利な口座振替をご利用ください。お申込みは留萌信用金庫、北洋銀行、郵便局、るもい農業協同組合、増毛漁業協同組合で手続きをお願いします。

◎口座振替をご利用のお客様は、毎月25日（休みの時は翌日営業日）に指定口座から振替させていただきます。また、料金の請求は検針日の翌月となっております。（例：1月使用分は2月請求）

【水道管の管理について】

◎配水管（町所有の共同管）から分岐した給水管についてはお客様（所有者）が設置されるものです。

◎給水管についてはお客様所有になることから漏水修繕及び、不用になった給水管切離停水につきましてはお客様のご負担で行っていただく事になります。

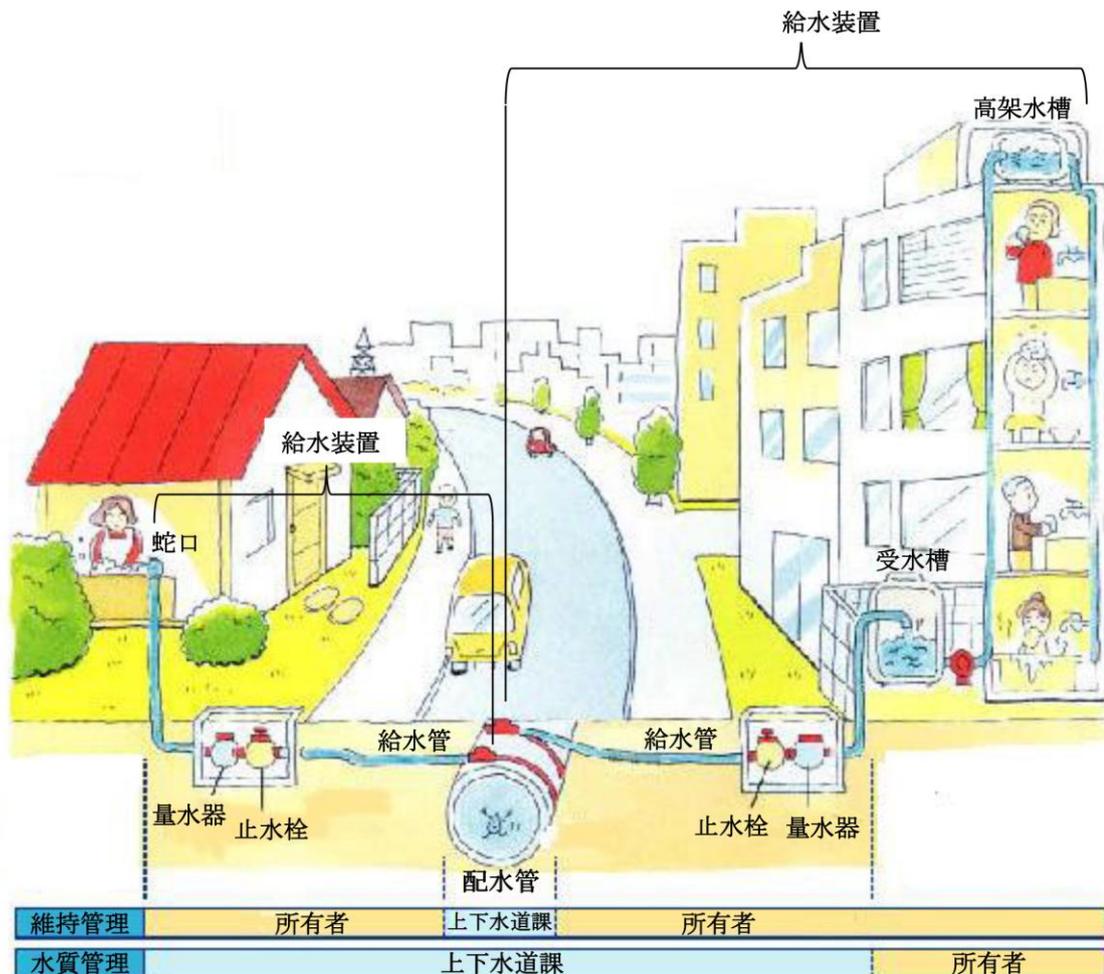
◎水道工事につきましては下記の増毛町指定給水装置指定店へご依頼ください。

（増毛町内・留萌市の指定店）

事業者名称	所在地	電話番号	FAX 番号
有限会社 タナハン設備	増毛町南畠中町9丁目 103-1	0164-53-1361	0164-53-1362
増毛土建 株式会社	増毛町暑寒町1丁目 22番地	0164-53-1140	0164-53-1141
株式会社 不二水道	留萌市幸町3丁目 1番地	0164-42-1955	0164-42-2288
株式会社 ハチロ	留萌市栄町2丁目 2番13号	0164-42-3311	0164-43-1750

●給水装置の管理は

- ・ 配水管は上下水道課が布設し、管理していますが、この配水管からの分岐した給水装置はお客様（所有者）が設置されるものです。
- ・ 給水装置は個人の財産ですので維持管理はお客様の負担で行っていただく事になります。
- ・ 給水管の配水管からの切離工事（不要になった給水装置）、及び修繕等（劣化による漏水、装置の不良等）はお客様の負担で行っていただく事になります。



(お問い合わせ)

増毛町役場上下水道課

電話 0164-53-1152